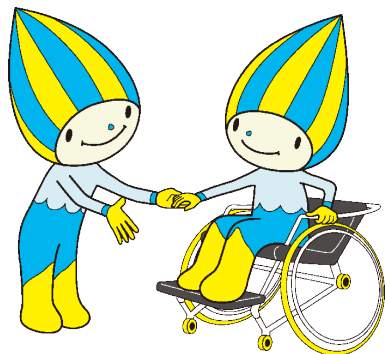


# 障害者虐待の早期発見・未然防止について



平成24年10月から、障害者虐待防止法が始まりました。  
法の目的は、障害者の権利及び利益の擁護です。

## 目的 法の名称「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加によって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

## 定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
  - ①養護者による障害者虐待
  - ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
  - ③使用者による障害者虐待
- 3 障害者虐待の類型は、次の5つ。
  - ①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
  - ②放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
  - ③心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
  - ④性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
  - ⑤経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

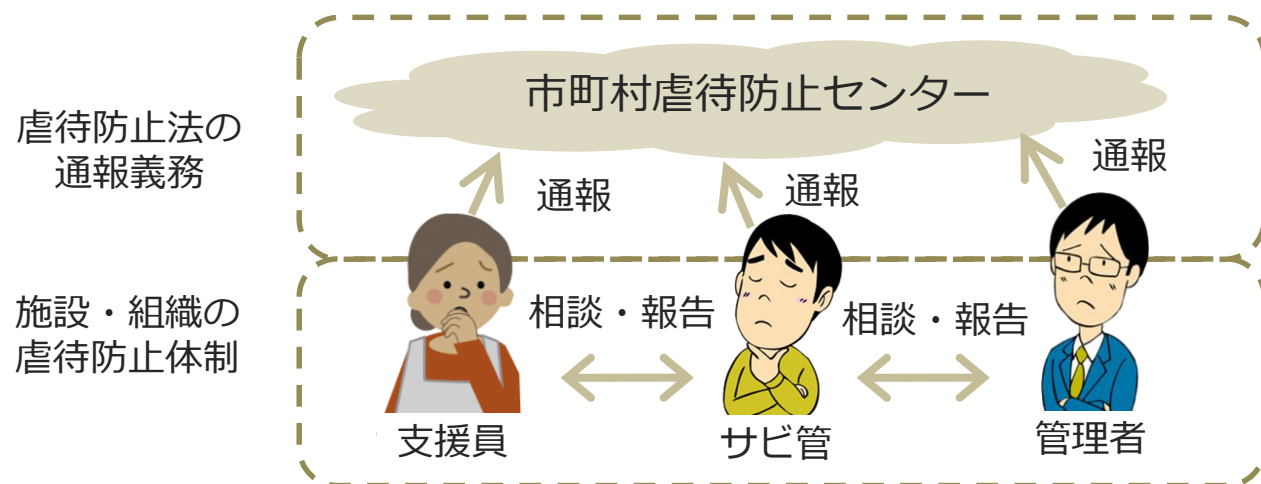
法律では、虐待を受けた疑いがある障害者を発見した人に、通報する義務を定めています。

**原理**：何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない

**通報義務**：障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した人は「速やかに、これを市町村（又は都道府県）に通報しなければならない」

→ 通報段階で虐待であるかどうかを確定する必要はない

**早期発見**：障害者福祉施設従業者等、学校の教職員、医師、保健師、弁護士  
その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない

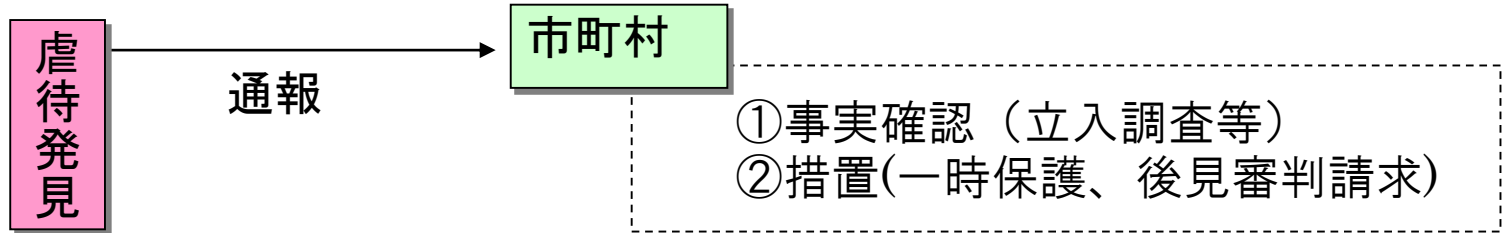


法遵守ならびに施設・組織の虐待防止体制が十分なら速やかに管理者から通報！

# 障害者虐待防止法における通報・報告のスキーム

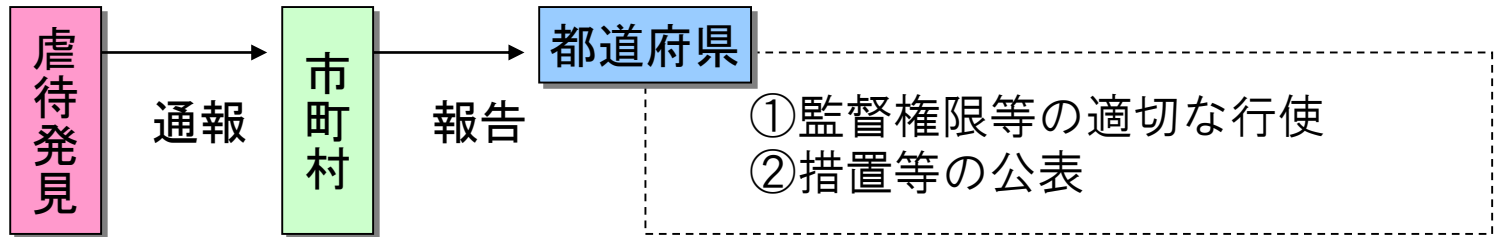
## 養護者による障害者虐待

[市町村の責務]相談等、居室確保、連携確保



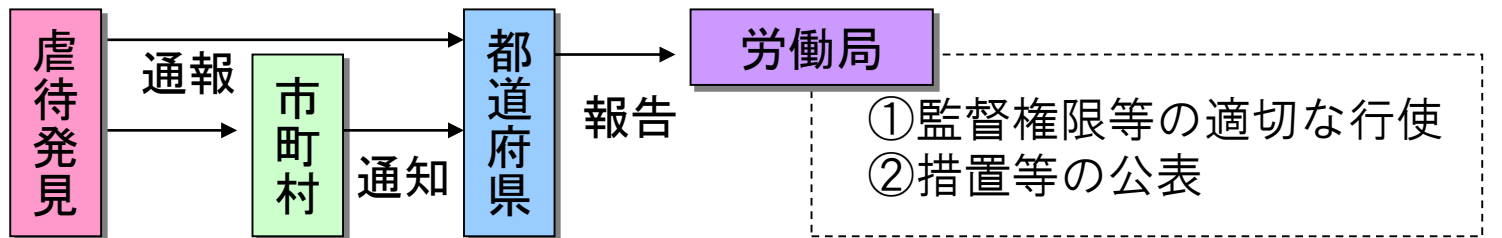
## 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

[設置者等の責務]虐待防止のための措置の実施



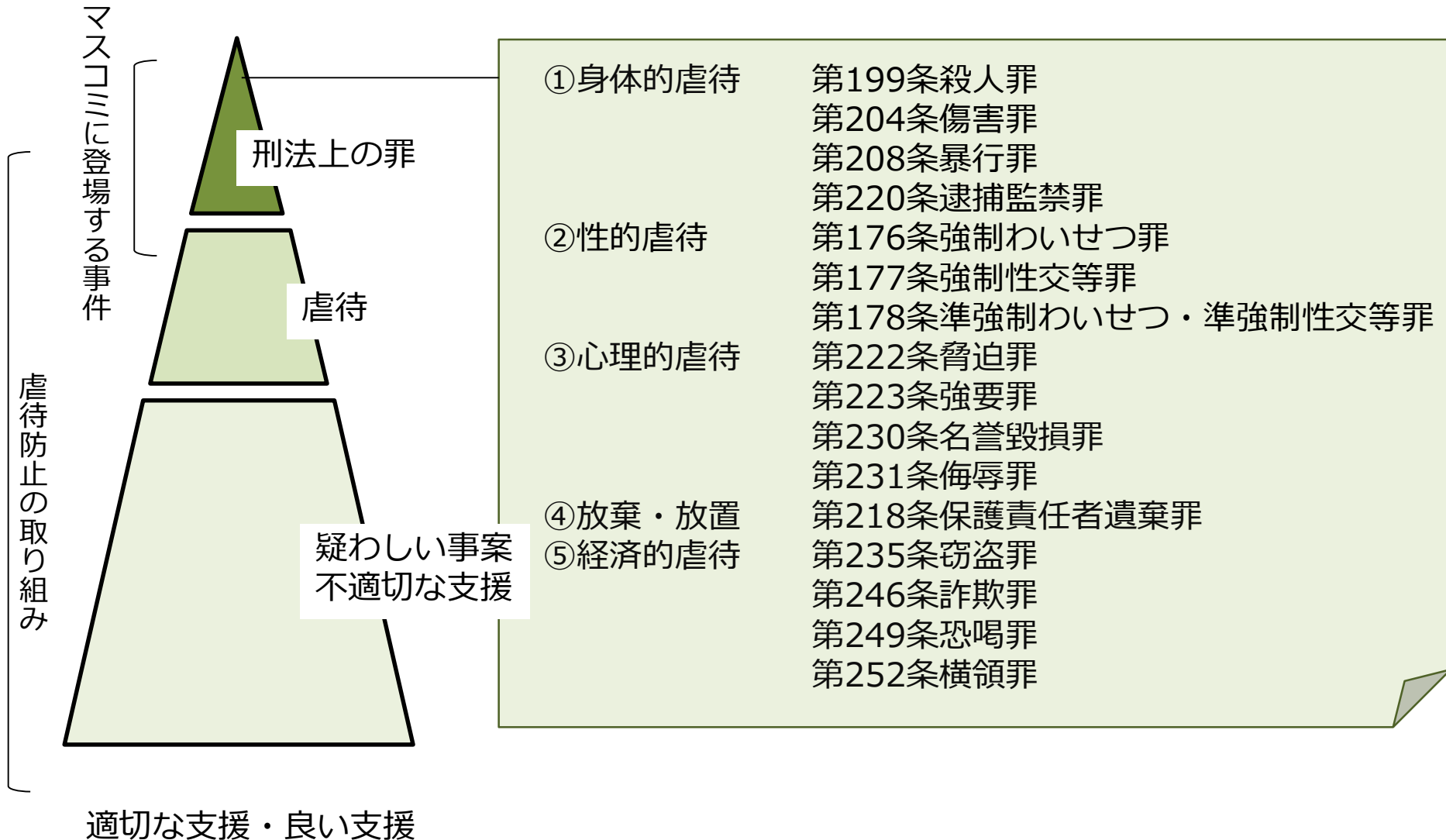
## 使用者による障害者虐待

[事業主の責務]虐待防止等のための措置の実施



# 障害者虐待防止法の趣旨

障害者虐待防止法は、重大な事件になる前の小さな芽の段階で事態を発見し、適切な対策を講じ、障害者の尊厳を守り、充実した生活が送れるようにすることが目的。



## 立ち入り調査等の虚偽答弁に対する罰則規定

障害者総合支援法では、市町村・都道府県が同法に基づく職務権限で立ち入り調査を行った場合に、虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出、虚偽の答弁等を行った者を30万円以下の罰金に処することができる」と規定（障害者総合支援法第110条、第111条）。

（事例）身体障害者の支援施設の事案では、警察が虐待を行った職員を傷害、暴行の容疑で地方検察庁に書類送検し、併せて行政の立ち入り調査に対し、虐待をしていないと虚偽答弁をしたとして、職員を障害者総合支援法違反容疑でも送検。

これらの深刻な虐待に至ってしまった事案について、もし、虐待に気づいた段階で適切に通報することができていれば、行政による事実確認と指導等を通じて、その後の虐待の再発防止に取り組むことができ、取り返しがつかないような事態には至らなかったと考えられる。

**障害者福祉施設従事者等における障害者虐待が起きてしまった場合の対応の基本となるのは、「隠さない」「嘘をつかない」という誠実な対応を管理者等が日頃から行うこと。**

# 通報は、すべての人を救う

- 利用者の被害を最小限で食い止めることができる。
- 虐待した職員の処分や刑事責任、民事責任を最小限で留めることができる。
- 理事長、施設長など責任者への処分、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。
- 虐待が起きた施設、法人に対する行政責任、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。

障害者虐待防止の一番の道は、  
誠実な施設・事業所の運営と  
支援の質の向上です。

◎「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」  
(施設・事業所従事者向けマニュアル)を必ず読みましょう。

※以下のURLからダウンロードできます。

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaisahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html)

障害者福祉施設等における  
障害者虐待の防止と対応の手引き

平成30年6月

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部  
障害福祉課 地域生活支援推進室





厚生労働省障害者虐待対応状況  
調査（平成30年度）における  
障害者虐待の状況

〔公表：令和元年12月20日〕

# 平成30年度の状況

養護者による虐待の通報件数は5,331件（認定1,612件）、  
施設従事者等による虐待の通報件数は2,605件（認定592件）

## 【調査結果（全国）】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待		
			(参考)都道府県労働局の対応		
市区町村等への 相談・通報件数	<b>5,331件</b> (4,649件)	<b>2,605件</b> (2,374件)	641件 (691件)	虐待 判断件数	541件 (597件)
市区町村等による 虐待判断件数	<b>1,612件</b> (1,557件)	<b>592件</b> (464件)			

- ・上記は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。
- ・カッコ内については、前回調査(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)のもの。
- ・都道府県労働局の対応については、令和元年8月28日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。  
(「虐待判断件数」は「虐待が認められた事業所数」と同義。)

本県では、養護者による虐待の通報件数は38件（認定12件）、施設従事者等による虐待の通報件数は42件（認定4件）

## 【調査結果（岐阜県）】

	養護者による 障害者虐待	施設従事者等による 障害者虐待
市区町村等への 相談・通報件数	38件 (29件)	42件 (33件)
市区町村等による 虐待判断件数	12件 (6件)	4件 (3件)

※ H30.4.1からH31.3.31までの対応状況を集計したもの。カッコ内はH29.4.1からH30.3.31までのもの。

※ 件数は、岐阜県障害者権利擁護センター分を含む。

## 【施設従事者等による虐待と認められた案件(4件)に関する状況】

施設種別	従事者の職種	虐待の類型	虐待の内容	措置
放課後等 デイサー ビス	児童発達 支援管理 責任者	身体的 心理的	利用児(10歳未満男性)に対し、暴言などがあった。 利用児(10代女性)に対し、部屋に閉じ込めるなどした。	施設への立入調査、 改善指導、改善計画 の提出
短期入所	事業所職 員	身体的	利用児(10代男性)を抑えつ け、顎、頬、肩に怪我をさせ た。 利用児(10歳未満男性)に馬 乗りになり、抑えつけた。	施設への立入調査、 改善指導、改善計画 の提出
障害者支 援施設	生活支援 員	身体的	おむつ交換時に、入所者(30 代男性)の陰部に綿棒を挿入 した。	施設への立入調査、 改善指導、改善計画 の提出
障害者支 援施設	生活支援 員	身体的 心理的	多飲にならないよう配慮されて いる入所者(40代男性)に、水 飲みを強要した。	施設への立入調査、 改善指導、改善計画 の提出